

町職員の給与等を公表します

職員の給与等の実態を町民の皆さんにご理解いただくために、その状況について次のとおり公表します。

笠松町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
16年度	人 21,894	千円 5,854,359	千円 235,221	千円 1,346,931	% 23.0	% 20.8

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給与 給料 職員手当 期末・勤勉手 計	一人当たり給与費 B/A
17年度	人 145	千円 568,117 千円 69,723 千円 223,577 千円 861,417	千円 5,941

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

平成17年度において、管理職手当及び期末・勤勉手当の役職加算の支給率を減
管理職加算 20%減
役職加算 50%減

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	笠松町	全国町村平均
11年度	94.5	96.1
16年度	90.0	93.7

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠松町	歳 45.5	円 343,051	円 359,949
国	歳 40.3	円 329,728	円 382,092

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
笠松町	歳 52.9	円 281,800	円 285,900

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分		笠松町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職	大学卒	136,000円	145,500円	—	—
	高校卒	128,100円	136,000円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	240,700円	288,300円	357,200円
	高校卒	221,100円	264,300円	328,500円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長・参与	8人	7.41%
7級	課長・参事・主幹	16人	14.81%
6級	副主幹	19人	17.59%
5級	主任主査・主任技術主査	19人	17.59%
4級	主査・技術主査	21人	19.44%
3級	主任・主任技師	24人	22.22%
2級	主事・技師	1人	0.93%
1級	主事補・技師補	0人	0.00%

- (注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給期間短縮の状況

区分	職員数	全職種
16年度	A 普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	166人 2人
	比率 B/A	1.2%
15年度	A 普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	169人 1人
	比率 B/A	0.6%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠松町	国
1人当たり平均支給額(16年度) 1,63千円	—
(16年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.4月分 0.7月分 12月期 1.6月分 0.7月分 計 3.0月分 1.4月分	(16年度支給割合) 町と同じ
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 9%～13% 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 10%～25% 役職加算 5%～20%

(2) 退職手当（平成17年4月1日現在）

笠松町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤務20年 21.00月分 27.30月分 勤務25年 33.75月分 42.12月分 勤務35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	町と同じ